

二、当該報告の徴収、立入検査及び申出の受理に係る特定保守製品取引事業者については、それぞれその消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣

三、当該特定保守製品取引事業者の事業を所管する大臣

四、法第四十条第二項の規定による報告の徴収及び法第四十一条第二項の規定による立入検査に関する事項についての主務大臣は、経済産業大臣とする。

五、法第五十四条第一項第三号に定める事項（法第三十五条第三項の規定による通知の受領、法第三十六条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による調査、法第三十七条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による要請並びに法第三十九条第一項の規定による命令にに関する事項を除く。）及び法第五十四条第一項第四号に定める事項（法第三十二条の六第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表並びに法第三十二条の二十一第一項の規定による情報の収集に関する事項を除く。）についての主務省令は、第一項に規定する主務大臣の発する命令とする。

（都道府県又は市が処理する事務）

第六、第十四条 法第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて特定製品の販売の事業を行ふ者又は特定保守製品取引事業者に関するもの（以下この条において「立入検査等事務」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

一、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地が市の区域に属する場合 当該市の長（当該市長の要請があり、かつ、当該市を包括する都道府県の知事が必要があると認める場合には、当該都道府県知事及び当該市長）

二、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地が町村の区域に属する場合 当該町村を包括する都道府県の知事

七、前項の規定により立入検査等事務を行つた都道府県知事又は市長は、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

八、第一項の規定により都道府県知事又は市長が立入検査等事務を行う場合においては、法中立

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十五条 法第五十六条第一項の政令で定める権限は、都道府県知事又は市長に関する規定とし、それぞれ都道府県知事又は市長に適用があるものとする。

第十六条 法第五十七条の政令で定める事務は、第十四条第一項の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされる事務（特定保守製品取引事業者に関するものを除く。）とする。
(主務大臣が指示をことができる事務)

第十七条 法第四条第二項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定製品の製造の事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者は、その工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

第十八条 法第四条第二項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定製品の輸入又は販売の事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者は、関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

第十九条 法第六条、第七条第二項、第八条から第十一条まで及び第十二条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分による特定製品の製造の事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者に關するものは、その工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

第二十条 法第六条、第七条第二項、第八条から第十一条まで及び第十二条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分による特定製品の輸入の事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者に關するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

第二十一条 法第十四条及び第十五条の規定に基づく経済産業大臣の権限は、届出事業者の事務所、工

場、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する
経済産業局長が行うものとする。ただし、経済
産業大臣が自らその権限を行ふことを妨げな
い。

6 法第三十二条の二の規定に基づく経済産業大
臣の権限は、特定製造事業者等の本店又は主た
る事務所の所在地を管轄する経済産業局長が行
うものとする。

7 法第三十二条の十六及び第三十二条の二十の
規定に基づく経済産業大臣の権限は、特定製造
事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管
轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、
経済産業大臣が自らその権限を行ふことを妨げな
い。

8 法第四十条第一項、第四十一条第一項及び第
四十二条第一項の規定に基づく経済産業大臣の
権限であつて、消費生活用製品の製造又は輸入
の事業を行ふ者に関するものは、その事務所、
工場、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄す
る経済産業局長が行うものとする。ただし、經
済産業大臣が自らその権限を行ふことを妨げな
い。
(消費生活用製品から除かれる製品)

第十八条 法別表第九号の政令で定める法律は、
別表第四の上欄に掲げるとおりとし、同号の政
令で定める製品は、同表の上欄に掲げる法律ご
とにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとす
る。

附 則 抄

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

4 この政令の施行前に一般消費者に販売された
別表第一の上欄に掲げる消費生活用製品及び前
項に規定する特定製品については、法第八十二
条中「特定製品」とあるのは、「第四条ただし書
の規定の適用を受けて販売された特定製品」と
読み替えて、同条の規定を適用する。

附 則 (昭和四九年九月二六日政令第三
三五号)
この政令は、昭和四十九年十月一日から施行す
る。
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

4 この政令の施行前に一般消費者に販売された新別表第一の六の項から九の項までの上欄に掲げる消費生活用製品についての「法第八十二条の規定の適用については、同条中「消費生活用製品（特定製品を除く。）」とあるのは、「消費生活用製品」とする。

附 則（昭和五三年七月五日政令第二八二号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年一月六日政令第二二号）

この政令は、公布の日から施行する。

2 1 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五八年七月二二日政令第一七一号）

この政令は、外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十八年八月一日）から施行する。

附 則（昭和五八年一二月一〇日政令第二五八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六年五月三〇日政令第一九〇号）

1 この政令は、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律第十条の規定（消費生活用製品安全別表の改正規定を除く。）の施行の日（昭和六十一年六月二十日）から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成七年六月二六日政令第二二六三号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成八年一月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この政令の施行前に第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法施行令別表第一の一の項から三の項まで及び五の項の上欄に掲げる特定製品に付された消費生活用製品安全法第七条及び第二十七条（第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の表示は、この政令の施行の日から三年間は、同法第三十二条の十の表示とみなす。

